

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 氏 名         | とみ なが のぞむ<br>富 永 望      |
| 学位(専攻分野)    | 博 士 (文 学)               |
| 学 位 記 番 号   | 文 博 第 334 号             |
| 学位授与の日付     | 平 成 17 年 11 月 24 日      |
| 学位授与の要件     | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当 |
| 研 究 科 ・ 専 攻 | 文 学 研 究 科 現 代 文 化 学 専 攻 |
| 学 位 論 文 題 目 | 象 徴 天 皇 制 の 形 成 と 定 着   |

|        |                    |             |             |
|--------|--------------------|-------------|-------------|
| 論文調査委員 | (主 査)<br>教 授 永 井 和 | 教 授 紀 平 英 作 | 助教授 高 木 博 志 |
|--------|--------------------|-------------|-------------|

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文の目的は日本国憲法下の天皇制すなわち象徴天皇制の形成と定着の過程を究明することにある。以下、各章の要旨を述べる。

序章ではまず先行研究の問題点を指摘し、ついで論証の時間的範囲を確定する作業を行い、最後に議論の前提となる新憲法制定直前における日本側の憲法観を整理した。

本論文の問題意識と重なる先行研究には、渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』（1990年）と Kenneth J. Ruoff *The People's Emperor*（2001年）があげられる。渡辺は、象徴天皇制をめぐる戦後政治史を、戦前のような権威主義的体制の復活を目指す保守勢力の意図が、護憲を掲げる民主的勢力によって挫かれた過程として捉え、象徴天皇制はこの保守勢力と民主勢力との政治的抗争の産物として定着したとした。いっぽう Ruoff は、同じことを国民主権に依拠する議会制民主政治と伝統的ナショナリズムの求める君主制との融合の過程として捉え、象徴天皇制は戦後日本に民主主義が定着したことを意味するものと評価した。

この差異はじつは両者の憲法解釈のちがいに由来する。渡辺は日本国憲法の定める政体は君主制ではなく、共和制に近いものと解釈し、逆に Ruoff は、それを君主制に引きつけて解釈するため、上のような差異が生じたのである。この解釈の多義性も、そもそもは新憲法のもつ曖昧性、共和制とも君主制とも断言できない点に由来する。君主制と判断するには天皇の統治上の権限はあまりにも制限されており、元首であるとの明文規定もない。他方で、憲法は世襲天皇を認めており、通常の共和制のもとでは元首である大統領がもつ一連の機能をこの世襲天皇に帰属せしめていることからして、これを純然たる共和制とみなすこともできない。新憲法がこのような曖昧性をもつ事実を看過しながら新憲法体制を論じる両者の主張は、共に偏向を否認ない。筆者はこの点を念頭に置きつつ、新憲法の解釈と運用の変遷を再検討した。

筆者はまず、今日人口に膾炙している「象徴天皇（制）」という用語の定着過程を明らかにすることによって、本論文の論証すべき対象の時間的範囲を確定できると考えた。憲法学者たちの天皇論における「象徴天皇（制）」の使用例を調査すると、同用語が定着するまでに戦後憲法学界の議論が大きく4つの段階を踏んでいることがわかる。第1段階は新憲法制定から第2次吉田茂内閣成立までで、新憲法の定める政体ははたして君主制なのか、それとも共和制とみるべきなのか議論された。第2段階は、衆議院解散権問題を契機として、新憲法における天皇の権能はいかなる性格のものであるのか議論された時期である。新憲法が含む君主制の要素に憲法学者たちは警戒心を抱きつつ、天皇の無力性を強調するようになる。第3段階は1950年代半ばに発表された保守勢力の改憲構想に憲法学界が反応した時期である。学界の大勢は改憲派の天皇元首化構想を批判し、天皇の元首性を否定する意味で「象徴天皇（制）」の用語を用い始めた。すなわち憲法の定める「象徴」とは「元首ではない」との解釈が提起された。第4段階は内閣憲法調査会の活動時期と重なり、「象徴天皇（制）」が学界で普及すると共に、保守勢力の側でも「象徴」を対外的には元首に等しいものと解釈することを条件として、この用語を受容した。これによって「象徴天皇（制）」という用語はひとまず定着したとみることができる。つまり、本論文が論証すべき

は1960年代前半までということになる。

従来、敗戦後における日本側の憲法改正案は一部を除き、GHQ案に比して著しく遅れていたと評価されてきた。しかし欧州にはイギリスを筆頭として君主政体下の議会制民主政治が実現している。これは立憲君主制がさらに進歩した議会主義的君主制であり、議院内閣制の慣習が成立することを条件とするが、憲法の条文上では君主になお広範な権能を認めたままである。

この点に留意して日本側の憲法改正案を再検討すると、確かに天皇は元首とされ、依然として大権を有すとされたが、いずれの案においても、その大権行使は、議会に責任を負う内閣の輔弼が必須とされていた。明らかに当時の日本の政治勢力は旧憲法の欠陥に気づき、それを修正する努力をしていたのである。だが、当時の国際世論は日本の政治勢力が君主主権憲法を制定することを許すはずもなく、GHQが起草した国民主権憲法を日本政府は受け入れざるを得なかった。しかし、その同じGHQは同時に天皇制を残すことも決定した。その結果、議会主義的君主制の路線ではほぼ一致していた日本の政治勢力は、君主制とも共和制ともつかぬ新憲法、世襲天皇を有する国民主権憲法のもとで、再出発を迫られることになった。

第1章以下の本論は、序章で分析した憲法学界の議論の時期区分に対応して章立てされている。第1章では1948年における昭和天皇の退位問題を論じた。新憲法はポツダム宣言の求める民主化と軍国主義の排除を実現するために制定されたが、同時に天皇制と昭和天皇を守る代償としての意味もあった。連合国世論を納得させるためにも、国民主権を明記するとともに、天皇制の弱体化と日本の軍事的復活阻止の保証として天皇の象徴規定および戦争放棄規定が盛り込まれなければならなかった。先述の日本国憲法の曖昧性をもたらした歴史的理路である。しかし新憲法が施行されてみると、閣僚の内奏や地方巡幸における国民及び宮内府官僚の態度など、天皇制の弱体化に反しかねない現象が生じ、旧憲法時代から在位し続ける昭和天皇の存在が国民意識の転換を妨げる要素として浮上する。

1948年に入って東京裁判の判決が近づくと、昭和天皇の戦争責任が未決着であることに改めて国民の関心が集まった。敗戦直後と違い、今度は新憲法の下で退位問題をめぐり活発な議論が展開されることになる。その広がりには通常理解されているよりもはるかに大きいものがあつた。さらに当時の論争を分析してみると、退位問題は単に戦争責任にとどまらず、新憲法体制のあり方と天皇の位置づけをめぐる問題でもあつたことがわかる。

天皇に積極的な役割を求める者すなわち君主制支持者の反応は留位論と退位論の2つに分かれる。両者とも日本の民主化を議会主義的君主制に沿って進められるべきと考えた点では共通するが、前者が昭和天皇の退位による社会の混乱を最も恐れたのに対し、後者は皇室が国民の犠牲に対する道義的責任を清算しないままでは、もはや社会秩序の中心たりえないと懸念したのである。逆に天皇に消極的役割しか求めない者および廃止論者すなわち共和制支持者は、退位論で一致した。彼らは日本の民主化が君主制を否定する方向で進められるべきだと考えていた。ゆえに旧憲法下で戦争責任を負い、新憲法の運用に対しても君主制寄りの影響を与え続けるであろう昭和天皇が在位することを望まなかったのである。

日本国内の退位論争に多大な関心を払っていたGHQは、内部に天皇制が日本の民主化を妨げているとする見解があつたものの、退位は日本国内に混乱をもたらすという観点から留位論に与した。GHQの態度表明により、退位問題は政治的には決着がついたが、民主化促進のための退位論が提示した論点に対しては、何ら答えが与えられなかった。退位問題に明快な決着がつけられなかったことは、民主化促進のための退位論者が危惧したように、天皇の位置づけをめぐる憲法問題が曖昧にされることを意味した。そして同時に、昭和天皇が留位したことは、後の保守政権による改憲再軍備に歯止めをかける作用をすることになるのである。

第2章では戦後保守政権の憲法解釈の原型を形作った吉田茂の憲法運用を検証した。吉田の新憲法運用の眼目は、憲法の条文を改定せずにそのまま、議会主義的君主制を実現するところにあつた。それは大きく2つの面に分かれる。第一に、新憲法が許容している天皇の国事行為をできるかぎり君主制的に運用することがめざされた。本来「元首」と「象徴」とはまるで異なるものであり、それゆえ吉田自身、初めてGHQ草案の象徴規定を見たときに君主制が否定されたと解釈して狼狽したのだが、彼は「象徴」に積極的位置づけを与えた。「君臨すれども統治せず」とは吉田が皇室とイギリス王室との共通点としてあげた点だが、むしろ彼が強調しなかったのは「天皇は統治せざれども君臨す」ということであろう。内奏や皇室祭祀、外交儀礼についてはそれで通用する部分もあつたが、それに対して、明らかに違憲の疑いが生じるのが再軍備の問題である。

日本が法的に正当な存在として新軍を編成するならば、法理上元首が国軍の統帥者であるべきなので、再軍備のためには、新憲法の象徴規定と戦争放棄規定をともに改正して議会主義的君主制を確立するか、あるいは逆に完全な共和制に移行するか、どちらかの方途を選択せねばならないはずであった。議会主義的君主制の路線を希望する改憲派の旧軍人の中には天皇が統帥する軍隊を再建する観点から、独立を目前にした時期に昭和天皇の退位を主張した者が少なからず存在した。これに対して吉田が選択したのは、昭和天皇の退位も改憲もなしに、天皇に直属しない軍隊を組織するという第三の道であった。

旧軍人の退位論は国民の支持を集めることができなかったが、これは統帥権の保持者という君主制の原理原則が日本国民の多数意思によって退けられたことを意味する。当時の基準において統帥権の保持は、憲法上君主であることを示す重要な条件の一つであったから、その否定は天皇の君主性格の否定につながる重大な選択だったといえる。吉田自身の意向とは裏腹に、新憲法下の天皇制が議会主義的君主制としては貫徹しえないことを、吉田政権が決定づけてしまった。それは昭和天皇留位がもたらした必然だったといえよう。

吉田の新憲法運用に対する憲法学界の評価にはねじれがあった。内閣による第七条解散や天皇による外交儀礼について、学界は正面から憲法違反であるとはしなかった。しかしその容認の根拠は、吉田のような「新憲法下にあっても君臣関係は変わらない」といった発想ではなく、「国事行為は形式的行為に過ぎない」からであった。学界の大勢は新憲法を共和制に引きつけて、天皇は君主でも元首でもないと解釈するようになる。

第3章では吉田式憲法運用に異議を唱えた3つの勢力、すなわち改憲派保守勢力、社会主義勢力、憲法学界の天皇観を検証した。1952年に独立を回復して以降、吉田茂の新憲法運用に対して、左右双方からの異論が持ち上がった。

保守勢力内部の反吉田派は改憲を主張し、改進黨と自由党の憲法調査会が1954年に相次いで改憲構想を発表した。保守勢力の改憲構想では天皇は元首と規定された。世襲の元首という点では君主ということになるが、憲法上は統治権を否定されているので、欧州君主国の憲法水準からすれば、君主制とは到底呼べない。第二に憲法を貫く思想であるが、議会制民主主義そのものを否定したわけではないから、この保守勢力の改憲構想を非民主的と見るのは当たらない。政教分離原則の緩和や家族制度の復活については、草の根レベルでの支持もあったのである。また、改憲を目指す動きが反吉田派主導だったからといって、改憲構想自体が吉田の国家観と大きく異なっていたともいえない。保守派の路線は議会主義的君主制で一致していた。ただ、改憲によりそれを実現するか、現行憲法のままその運用により実現するかにちがいがあった。

一方、社会主義勢力からの吉田式憲法運用に対する批判は、左右両派の間で大きく異なっていた。この差異は各々が想定する社会主義の中身が違っていたことに基づく。改良主義路線を志向する右派社会主義者にとっては、新憲法下の天皇制を否定する必然性はなかったが、あくまでも革命を志向する左派社会主義者にとっては、いかに無力な存在であろうとも、君主制を恒久的に容認することはできなかった。左右両派は社会主義勢力の結集によって議会を通じての政権獲得を目指すことになるが、天皇観を統一することは先送りにされた。異なる天皇観を抱えたままでは、統一社会党として取りうる姿勢は現状維持以外にない。更に本来は天皇制廃止を主張するはずの共産党が社共共闘を最優先にするなら、社会主義勢力が天皇制の問題について積極的提言をすることが不可能になるのも当然であった。

同時期、憲法学界の大勢は護憲論であった。その多くは左派社会主義者の議論に相通じるもので、新憲法は日本民主化の達成点ではなく通過点であり、民主化（＝共和制化）に逆行するような改正は認められないとするものである。この護憲論の中から、改憲派の天皇元首化論に反対する文脈で「象徴天皇（制）」という語が急速に広まっていった。ただし、憲法学者たちは「象徴天皇（制）」を恒久的に維持されるべきものと考えなかったがために、これに積極的定義を与える必要を認めなかった。左右双方の反吉田勢力の主張は正反対の方向を向いていたが、新憲法下の天皇制に対するネガティブな評価という点では一致していた。「象徴天皇（制）」に対する各政治勢力のこのような姿勢が転換して初めて、「象徴天皇（制）」は定着を見ることになる。

第4章で扱うのは、保守勢力が改憲を諦め、新憲法体制の定着を受け入れる時期である。新憲法に対する否定的評価が左右に並立する中で、保守勢力は改憲に必要な国会での3分の2の議席を獲得できず、左派社会主義者に至っては過半数の議席を獲得して政権をつかむことすら覚束なかった。憲法をめぐる膠着状態の中で、保守政権は天皇を議会主義的君主として遇する吉田式憲法運用の実績を積み重ねていった。特に吉田直系の池田勇人は社会党との全面対決を極力回避し、従って改憲路線も明確に放棄した。その一方で、天皇の議会主義的君主化は一層促進され、知事による地方事情の報告や皇太子の外

遊といった新しい君主制的慣例が始まった。

保守政権が改憲路線から離れた頃、社会主義勢力も憲法への態度を転換させた。国家観の差異をめぐる対立から社会党を離党した最右派は、新憲法下の天皇制に肯定的であった。彼らの中には、新憲法と旧憲法の断絶を強調するために昭和天皇の退位ないし改元を要求する論調すら存在した。残された社会党を構成する左派社会主義者の大部分と右派社会主義者の一部は、保守勢力に対して劣勢に立たされたことから、護憲運動に対する従来の消極的姿勢を改め、憲法完全実施の主張を掲げて新憲法を肯定する動きに出た。一時の戦略とはいえ、左派社会主義者が消極的ながらも新憲法下の天皇制すなわち「象徴天皇（制）」肯定にシフトしたことを意味する。

憲法調査会は発足以来地道に活動が続けていたが、天皇条項をめぐる審議を通じて、保守政権の憲法運用が実績を積み重ね、国際社会からも天皇が元首として認められているとの認識が定着した。国民一般の間でも、権威・権限の弱い天皇という意味での「象徴天皇（制）」を肯定的文脈で使用する事例が広まった。これを受けて高柳賢三憲法調査会長は、「象徴」は元首であるとする解釈に基づき、改憲不要論を唱えた。改憲を不可能とする政治状況が外からの圧力となり、吉田以来の新憲法運用の実績が内からの説得論理となって、保守勢力に改憲を断念させた。象徴を対外的元首と解釈することを条件に、保守勢力も「象徴天皇（制）」を容認するのである。

かくして「象徴天皇（制）」の容認で各政治勢力は一致し、天皇制の是非はもはや政治的争点ではなくなった。だが、元首の解釈をみても明らかなように、双方に共通の見解は成立しなかったし、そのための努力も行われなかった。「象徴天皇（制）」はこれを君主制とみなす解釈と共和制に引きつけた解釈とが各々勝手に成立したまま統一されない、はなはだ曖昧な制度として定着したのである。

#### 論文審査の結果の要旨

日本国憲法下の天皇制は象徴天皇制であるというのが、現在広く一般に定着している認識である。しかし、憲法制定時からそのような認識が必ずしも成立していたわけではない。いや、その当時には「象徴天皇」あるいは「象徴天皇制」といった言葉そのものがほとんど使われることがなかった。たしかに憲法第1条は「天皇は、日本国の象徴であり」と規定しているが、現行憲法のもとでの天皇のあり方を積極的に「象徴天皇制」とする表現があらわれるのは、じつは1950年代になってからであり、それが定着したのは60年代前半のことであった。

本論文は、序章において戦後憲法学界における学問的用語としての「象徴天皇」および「象徴天皇制」の出現とその普及の過程をあとづけ、上記の事実を明らかにしているが、このことは、日本国憲法下の天皇制を象徴天皇制とみなす認識の成立と普及、言い換えれば象徴天皇制そのものの形成と定着とが、十数年の時間幅をもつ一連の政治過程の産物にほかならないことを意味する。その政治過程を詳細に分析することによって、象徴天皇制の定着をもたらしたものが、いかなる政治的契機であったのかを明らかにした労作が、本論文であり、象徴天皇制の成立史研究に大きな飛躍をもたらす業績として高く評価できる。

研究史的に本論文は、渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』（1990年）の系譜を受け継ぐものだが、いくつかの重要な問題につき渡辺に大きな修正を迫っている。渡辺は、吉田茂に代表される戦後保守勢力を、戦前天皇制の復活をめざすものとしてとらえ、その政策が「新しい憲法によって創出された戦後民主主義運動」によって挫折せしめられた結果、象徴天皇制が定着したと説く。この議論の難点は二つあり、第一には戦後保守勢力は天皇の権威を最大限利用したが、しかし明治憲法下で天皇が保持していた権力を再び付与することは少しも考えなかったという事実、渡辺自身も認めているこの事実との間に必ずしも整合性がとれない点である。

本論文は、戦後保守勢力がめざしたのは、戦前天皇制の文字通りの復活ではなくて、戦前に挫折した議会主義的立憲君主制であったことを素直に認め、それによってこの問題を解決しようとした。この説にしたがえば、憲法を改定せずに、その運用によって実質的に天皇を議会主義的立憲君主として処遇するというのが吉田やその後継者の池田の方法であり、憲法を改定して天皇を元首と明記することで、同じことをめざしたのが鳩山、岸らの改憲保守派であったことになる。いずれにせよ、戦後保守勢力が求めたのは「君臨すれども統治せず」の天皇であったから（第3章）、渡辺のような不整合はそこには生じないわけである。

なお改憲派にとって、新憲法下でも引き続き在位しつづけた昭和天皇の存在が、逆に大きな障害となったと指摘する第2章は、それまで利用されることのなかったGHQ資料を使って、1948年の退位論議が従来知られている以上の広がりや深さをもっていたことを論証した第1章とともに、本論文がその独創性を誇ってよい成果である。改憲して天皇の元首化と再軍備が実現すれば、再建された新日本軍の統帥権は憲法上の元首である天皇に付与されることになるが、世界大戦の記憶が鮮明な当時において昭和天皇が再び軍の統帥権者となるのは、国内外に大きな反響をよびおこさずにはおかない。本論文は、改憲と再軍備に熱心な旧陸軍軍人の中に、改憲と再軍備の実現のため昭和天皇の退位を求める声が存在していたことを明らかにすることで、それを論証したのであった。昭和天皇留位の熱心な擁護者であった吉田が改憲による再軍備に消極的であったのは、それなりの理由があったわけである。

渡辺の研究の抱える問題点の第二は、戦後保守勢力の政策を挫折に追い込んだとされる「戦後民主主義運動」の天皇観・天皇論がほとんど分析の対象とされていない点にある。本論文は、戦後保守勢力だけでなく、乏しい資料を駆使して左右社会党の天皇論の推移を丹念にあとづけ、左派社会党の天皇論に近い関係にある戦後憲法学の主流派の見解でそれを補った(第3章)ところに、独自性がある。

右派が最初から憲法の象徴規定に順応的であったのに対して、天皇制廃止を唱える共産党は当然としても、社会主義への体制移行を綱領的立場とする左派社会党も究極的には共和制への移行をめざしており、その意味で日本国憲法に対して冷淡であった。この図式が50年代末から60年代前半にかけて変化し、象徴天皇はすでに実質的に元首であるとして、保守勢力の改憲派が改憲を諦めるとともに、社共両党が天皇の元首化に対抗するために護憲を旗印とするにいたって、日本国憲法での天皇のあり方すなわち象徴天皇制が定着することになったと結論されている(第4章)。

以上審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2005年9月20日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。